

## 認定こども園の認定申請にあたっての留意事項

認定こども園の認定申請に当たっては、「福岡県認定こども園の認定基準に関する条例、施行規則等」を参照の上、下記の事項に十分留意されて相談・申請をされますようお願いいたします。

### 記

#### 1 相談等

- ①認定こども園の認定基準（条例・規則等）に合致しているかどうかの自己確認
- ②県庁担当課（子育て支援課）に事前相談

#### 2 認定申請

別添の「福岡県認定こども園申請様式」中の申請書（添付資料等を含む）のほか、認定基準を満たしているかどうかの確認のため、申請書と一緒に次の書類の提出をお願いします。

- ①幼稚園の教育課程と保育所の保育計画の双方の性格を持つ全体的な計画
- ②年間指導計画（歳児毎）
- ③月指導計画（歳児毎）＜一例として運営開始月分＞
- ④週指導計画（歳児毎）＜一例＞
- ⑤日指導計画（歳児毎）＜一例＞
- ⑥デイリープログラム（歳児毎）
- ⑦食育に関する計画
- ⑧献立表（1月分の一例）
- ⑨職員配置ローテーション表
- ⑩年間運営費の1/2以上の流動資産を保有していることが確認できる預金通帳等の写し

#### 3 特定給食施設開始届けについて

抵抗力の弱い乳幼児への給食提供に当たっては、栄養面や衛生面において細心の注意をはらう必要があります。このため、認定の要件ではありませんが、給食を提供する認定こども園においては、施設・設備の改善等が必要な場合がありますので、管轄保健所に相談し、栄養・衛生面の指導を受けられるようお願いいたします。

なお、健康増進法第20条の規定による特定給食施設の届出を行っている施設は定期的に保健所の指導を受けていることと思いますが、同法で届出が義務付けられていない施設においても届出をし、定期的に保健所の指導を受けられることをお勧めします。

**\* 特定給食施設：特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの（継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設）をいう。**

